

7 ひきこもり状態にある人の人権

ひきこもりの状態にある人やその家族の生きづらさを受けとめ、個々の状況に応じた、社会とのつながりの回復に向けた支援を、市町村や関係機関と連携して進めます。

現状と課題

<相談機能の充実、個々の状況に応じた支援施策の展開>

○ 2016（平成28）年の内閣府の「若者の生活に関する調査」によると、15才～39才の若者のひきこもりは、全国で54.1万人と推計されています。同様に推計すると本県では約5千人がひきこもりの状態にあると推計されます。

また、これまでは、ひきこもりは若者の問題とされてきましたが、ひきこもりの長期化などにより、中高年のひきこもりが顕在化しています。2018（平成30）年の内閣府の「生活状況に関する調査」によると、40才～64才のひきこもりの状態にある人は全国で61.3万人と推計され、本県においても6千人を超える中高年がひきこもりであると推計されます。これらの調査結果から、本県には、1万人以上のひきこもりの状態にある人がいると推計されます。

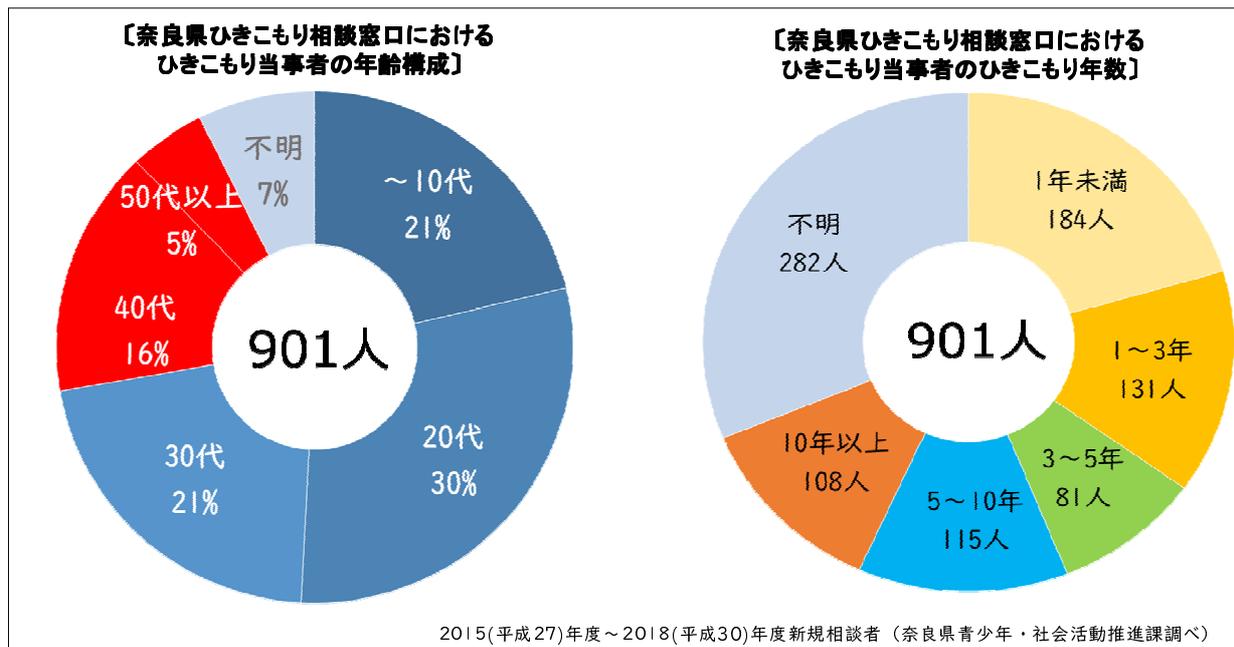
一方で、ひきこもり相談窓口の2015（平成27）年度～2018（平成30）年度の新規相談者は901人であることから、多くの人が相談に至っていないと推測されます。

また、ひきこもりはいろいろな要因が複合的に絡み合って生じるとされ、その原因は人それぞれで、様々な事情を抱えた人たちがひきこもりになっており、長期化する場合や、親で生活が困窮する「8050問題」もあります。

このため、相談窓口のさらなる充実および周知、利便性・信頼性の向上等相談機能の充実が必要です。

また、個々の状況に応じ、関係機関が連携し、ひきこもりの状態にある人やその家族に寄り添った支援を実施することが必要です。さらに、ひきこもりの長期化・高年齢化により、就学・就労、自立に至るまで時間を要することから、長期にわたる支援も必要です。

※ 「ひきこもり」とは、就学や就労などの社会的参加を回避し、原則的には6月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。



施策の方向性と取組

(1) 相談・支援の充実

- ひきこもりの状態にある人やその家族の悩み事に対応するため、県庁内に開設した「**ひきこもり相談窓口**」の周知、**相談体制の充実**を図るとともに、臨床心理士等による**訪問支援の充実**を図ります。
- 潜在するひきこもりの状態にある人の掘りおこし及び高年齢化した家族への支援を行うため、**相談員による出張相談を充実**し、より身近な地域での相談機会の増加に努めます。
- 身近な市町村域でのひきこもり支援を充実させるため、身近な地域において、いつでも気軽に相談ができるよう、**市町村における相談窓口の開設を促進**します。
- ひきこもり相談支援に関わる**相談員等の知識・対応力の向上**を図る**研修会の充実**を図ります。
- ひきこもりの状態にある人への接し方など、**ひきこもりへの対応を学んだり家族同士が交流できる場を提供**し、家族が精神的に安定し前向きに取り組めるよう支援します。
- 福祉・雇用・医療・教育といった**複数の分野の施策や知見を結集して総合的に支援できる体制を構築**し、ひきこもりの状態にある人やその家族に最も適切な支援を行えるよう連携を推進します。

(2) 居場所づくりの推進

- **ひきこもり回復期にある人の仲間づくりの場を提供**し、社会復帰を支援します。
- 家や学校の他に、**若者が安心して過ごすことができる「若者のための居場所」を増やし**、若者と地域とのつながりをつくります。

(3) 就学・就労支援

- 若年無業者等の職業的自立を促進するため、労働局と連携して、「**地域若者サポートステーション**」において、**臨床心理士による相談の実施**や、就業セミナー、企業合同説明会を開催し、就業支援を強化します。

8 性的マイノリティの人権

地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすため、講演会や研修会などの教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

現状と課題

<性的マイノリティに対する意識の改革、不当な扱いの禁止>

- 大手広告代理店の研究機関や日本労働組合総連合会の調査によると成人の9%が、性的マイノリティの当事者であると推計されています。また、国立社会保障・人口問題研究所や日本労働組合総連合会などが実施した実態調査では、職場や学校生活等で性的マイノリティへの差別や偏見があることが報告されています。

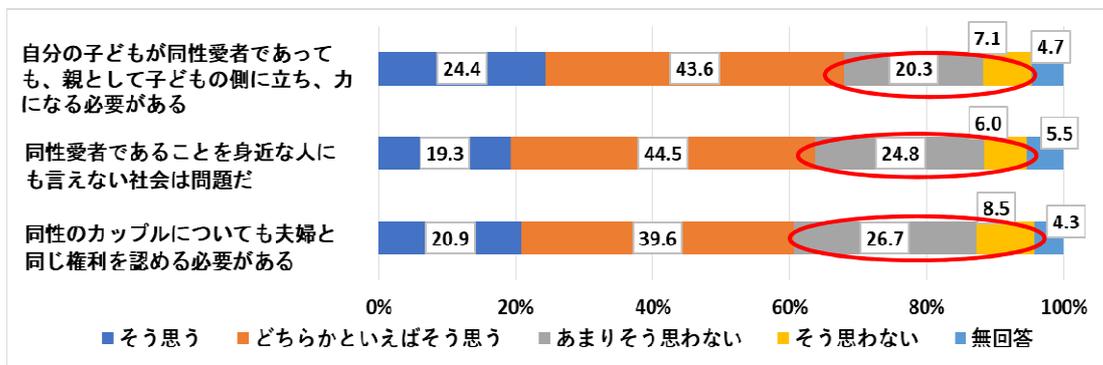
県が、2018（平成30）年に実施した「人権に関する県民意識調査」でも、性的マイノリティに対する知識や理解が不十分であることがわかりました。

このため、多様な性のあり方があることをより多くの県民が認識し、理解が進むような取組や、就職の採用時や日常の職場において差別や偏見によって不当に扱われることがないよう、企業等を対象とした性的マイノリティの人権に対する理解を深める取組が必要です。また、当事者が日常生活において、生きづらさや不便を感じることをないように取り組むことも重要です。

<学校現場での相談体制>

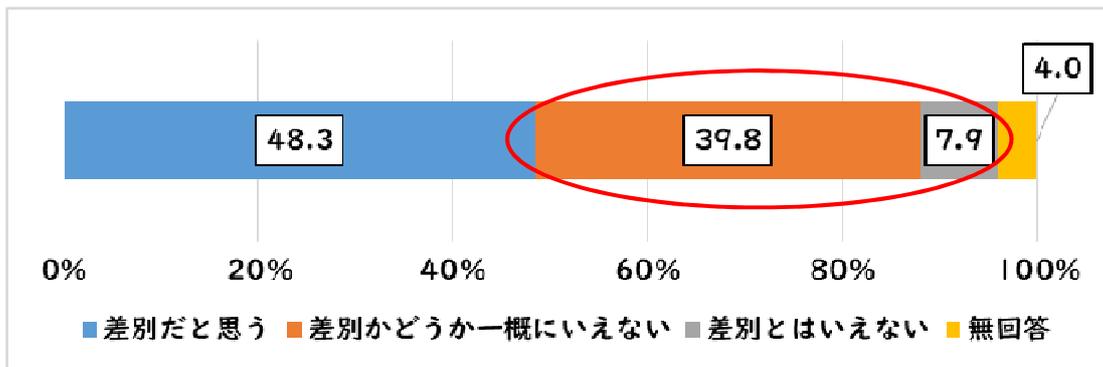
- 児童生徒の性的指向・性自認に関する相談に対応できるよう、教職員の性的マイノリティに関する正しい知識を深めることが必要です。

【性的マイノリティに対する意識】



出典：平成29年度人権に関する県民意識調査（人権施策課）

【家主が、同性愛のカップルにマンションを貸さないことに対する意識】



出典：平成29年度人権に関する県民意識調査（人権施策課）

施策の方向性と取組

(1) 教育・啓発の推進

- 児童生徒が性の多様性に関する正しい知識と理解を深めることができるよう、学校における**教職員の研修の充実**を図るとともに、**発達段階に応じた教材を活用**した学習を推進します。
- 地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした差別や偏見をなくすとともに、当事者が暮らしやすい環境づくりのために、企業、当事者グループ、支援団体等と連携し、県民や企業等を対象とした**講演会や研修会の開催、啓発資料の作成・配付**など**啓発活動を推進**します。

(2) 相談・支援の充実

- 学校において、児童生徒、一人ひとりの心情に十分配慮した相談支援に努めるとともに、**当事者グループなどの関係団体との連携・協力による学習会、講演会の開催**や、性の多様性に関わり配慮の必要な**児童生徒への相談支援等のサポート**の取組を進めます。
- 適切な相談対応に向け、なら人権相談ネットワーク構成機関の相談員を対象に、資質向上のため研修を実施するなど、**相談機関の機能強化**を図ります。

9 ハンセン病患者等の人権

ハンセン病やHIV(ヒト免疫ウイルス)等の感染症に対する正しい知識や情報を提供するとともに、偏見や差別を解消するための教育・啓発活動や相談・支援の充実に努めます。

現状と課題

<教育・啓発の強化、相談体制の整備>

- ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病する可能性が極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立しています。

2009(平成21)年に、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されましたが、未だにハンセン病に対する知識不足等により、偏見や差別が発生している現状があります。

さらに、ハンセン病療養所入所者の多くは、長期間隔離されたことで家族や親族などとの関係を絶たれていることや、入所者自身の高齢化等により、回復後も療養所に残らざるを得ない状況です。

こうしたことから、患者、回復者、その家族に対する偏見や差別を解消する取組と、ハンセン病問題への県民全体の理解を促進する取組が必要です。

また、HIVや肝炎ウイルスは、ご自身の血液や体液が、直接または間接的に他人につかないように注意していれば、日常的な接触で感染することはほとんどありません。しかし、感染症についての正しい知識や理解の不足から、依然として根強い偏見や差別が存在しています。

このため、HIV感染者・エイズ患者、肝炎患者等や感染症に対する正しい知識と理解を深め、偏見や差別を解消するため、教育・啓発が必要です。また、感染が疑われる場合の相談体制の整備も必要です。

施策の方向性と取組

(1)教育・啓発の推進

- ハンセン病患者、回復者、その家族に対する偏見や差別が解消されるよう、**ハンセン病を正しく理解するための講演会**や児童・生徒のための**副読本等の教育・啓発資料の配付等**を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。
- ハンセン病療養所への**施設訪問による入所者との交流を通じて**、県民のハンセン病に対する偏見や差別意識の解消に努めます。
- **学校教育においては、発達段階に応じた性感染症教育を通して正しい知識を身につけることにより**偏見や差別をなくすとともに、HIV感染の予防の徹底を図ります。
- HIV感染者等に対する偏見や差別を解消し、予防を徹底するため、「**世界エイズデー**」(12月1日)に合わせた**啓発活動**を行います。
- 感染症患者やその家族の人権尊重及びプライバシーを保護することが重要であることから、**医療従事者等に対する研修の充実**を図ります。

(2)相談・支援の充実

- ハンセン病療養所の入所者の個々の要望を反映した**里帰り**を引き続き支援し、**入所者の福利厚生**に努めます。
- HIV等の感染者について、**保健所における相談・検査**及び県立医科大学付属病院等での**カウンセラーによる相談・生活支援**に努めます。

10 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人等が社会で孤立することなく、誰もが地域の一員として包摂される社会に向けて、国、市町村、民間団体等と連携・協働しながら支援施策を推進します。

現状と課題

<更生支援、出所者やその家族への偏見の解消>

- 矯正施設を出所した人やその家族に対しての偏見や差別は根強く、特に就職や住居の確保の面で差別を受けるなど、地域社会に復帰して社会生活を営むにあたっては厳しい状況にあります。

矯正施設を出所した人等への支援は、保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司、更生保護女性会、民間のボランティア、矯正施設を出所した人を積極的に雇用する「協力雇用主」や更生保護施設等の民間協力者によって行われています。

矯正施設を出所した人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコールなどの依存のある人、高齢で身寄りがいない人など地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている人が多く存在します。

しかしながら、国の刑事司法手続きを離れた後、出所した人等が地域において就労の場や住まいを確保し、さらには社会的な教育を受けるなど円滑な社会復帰を進めることができる支援体制は未だ十分には整っていません。

そのため、これらの人の中には、地域社会で孤立し、個々に抱えた様々な課題を解決できないまま、再び罪に問われる人も少なくありません。

このような状況の中、県は国の司法行政と地域の福祉を繋ぐ役割を自ら担い、就労の場づくりを行うこと等により出所した人等の社会復帰を支援し、誰もが地域の一員として包摂される社会を目指していく必要があります。

同時に、矯正施設入所者・退所者の抱える問題や社会的背景、現状についての理解を広め、固定的な観念や偏見を解消することが必要です。

施策の方向性と取組

(1) 更生支援の充実

- 矯正施設を出所した人等が社会人として自立するためには、出所後、就業できる場所と住まいを確保することが重要であることから、国や市町村その他の関係機関、民間団体等と連携、協働しながら、**出所した人等の就労の場づくり**を進めます。また、出所した人等を直接雇用し、住居の貸与や社会的な教育を実施するための**法人を設立し、出所した人等が円滑な社会復帰するために必要な支援**に取り組みます。

また、「奈良県の更生支援の推進に関する条例」を2020（令和2）年4月に制定し、更生支援の取組を総合的かつ計画的に推進します。

- 「**奈良県地域生活定着支援センター**」では、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者の福祉ニーズの確認や受け入れ先施設の斡旋等を実施していますが、引き続き、国や関係機関と一層の連携を図り、高齢者や障害のある人などに対し、地域の中で自立した生活を営むことができるよう**必要な福祉サービスへの接続を推進**します。

(2) 教育・啓発の推進

- 出所者やその家族に対する偏見や差別を解消し、更生を実効のあるものとするため、国や市町村、関係機関・団体との連携、協力などを深め「**社会を明るくする運動**」などの**啓発活動を推進**します。

1 | 犯罪被害者等の人権

「奈良県犯罪被害者等支援条例」に基づき策定した「奈良県犯罪被害者等支援計画」を踏まえて、国、市町村、関係機関・団体と連携・協力し、犯罪被害者等への支援施策の充実や教育・啓発を推進します。

現状と課題

<広報啓発活動の充実、相談・支援の充実>

- 2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、2005（平成17）年には「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。本県では、2016（平成28）年4月に「奈良県犯罪被害者等支援条例」を施行し、また、同年9月に「奈良県犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者等の支援に関する施策を展開してきました。
しかしながら、犯罪被害者やその家族については、犯罪行為によって受ける直接的な被害だけでなく、その後の捜査や裁判の過程での精神的負担や時間的・経済的負担、さらには、マスコミの取材・報道による二次被害を受けることなど、依然として困難な状況にあります。
このため、犯罪被害者等に対する相談支援体制をより一層充実させると同時に、犯罪被害者等の人権に配慮した支援や救済が必要です。
また、犯罪被害者やその家族等が受けている直接的被害や二次被害の現状、これらの方々への支援の重要性についての理解を深めるための広報・啓発活動のさらなる充実が必要です。

施策の方向性と取組

(1) 相談・支援の充実

- 犯罪被害者とその家族が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、県、市町村、警察、（公社）なら犯罪被害者支援センターにおいて、**犯罪被害者等が直面している問題について必要な情報の提供や助言などを引き続き実施**します。
- 市町村等の窓口で相談にあたる担当職員を対象とした研修会等を通じて、**相談担当職員の資質向上**を図り、相談・支援の充実強化を図ります。
- （公社）なら**犯罪被害者支援センターが行う相談業務や直接支援等の活動をサポート**するとともに、**民間支援団体との連携による取組を推進**します。

(2) 教育・啓発の推進

- 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等について県民理解が深まるよう、**学校での講演会や県民を対象とした「犯罪被害者支援奈良県民のつどい」の開催等**を関係機関と連携し、教育・啓発を推進します。

12 アイヌの人々の人権

アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別を解消し、固有の文化や伝統等、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動を推進します。

現状と課題

<教育・啓発の強化>

- 2019（令和元）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」が策定され、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置や、実施すべき施策の基本的な方針などが定められました。

先住民族であるアイヌの人々は、固有の言語や自然との共生、伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学など、独自の豊かな文化を持っていますが、そうした歴史、文化、伝統や現状に対する理解不足から、依然として偏見や差別が存在しています。

アイヌの人々の固有の文化や伝統等について正しい理解と認識を深め、偏見や差別のないアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向け、教育・啓発が必要です。

施策の方向性と取組

(1)教育・啓発の推進

- アイヌの人々への偏見や差別をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、**アイヌの人々の伝統や生活習慣などに理解を促す啓発活動と学校教育を推進**します。

13 外国人の人権

異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を深めるなど県民の国際理解を促進するとともに、多様な文化、習慣等を尊重し、国籍にかかわらず、人として尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される共生社会の実現に向けた取組を進めます。

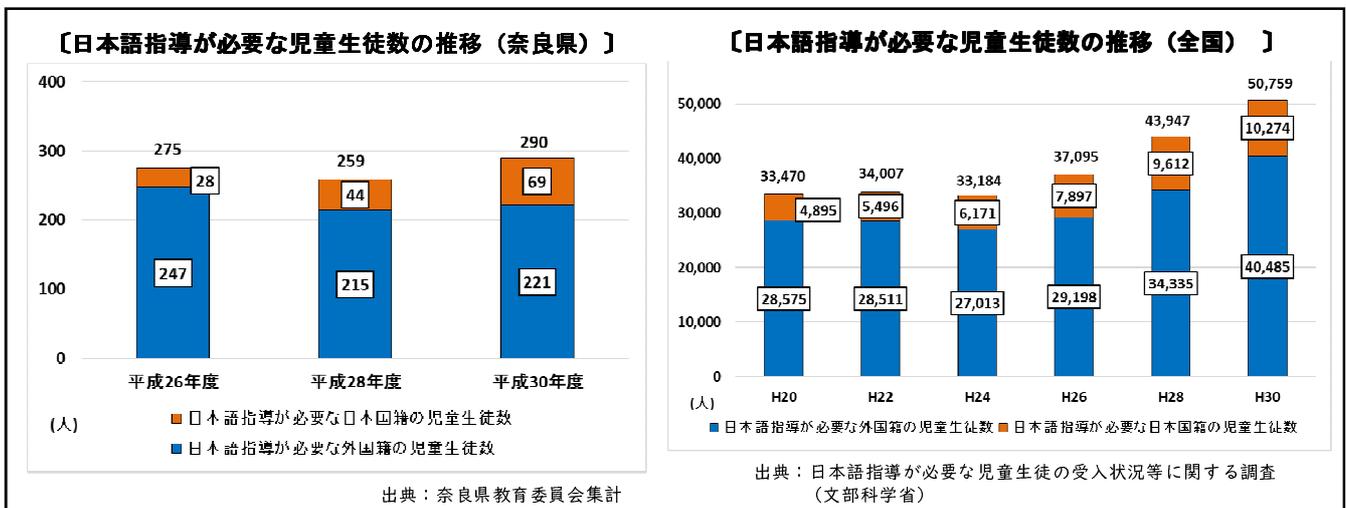
現状と課題

<異文化への理解と日本語教育の充実>

○ 外国人住民の増加や国籍の多様化が進展するとともに、県内の公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数(日本国籍含む)が増加しています。

このため、学校や地域において、児童生徒の国際理解学習を促進し、異なる歴史や文化に対する理解を深め、多文化共生の態度を培う取組を推進することが必要です。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する教育を充実させていくことや、在住外国人が日本語を習得できるよう継続して支援していくことが必要です。

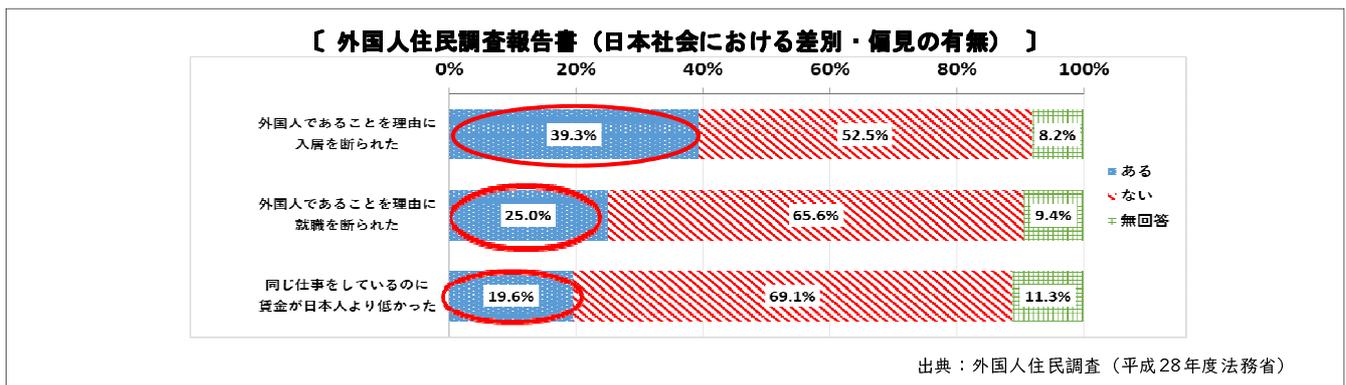


<外国人住民への偏見・差別意識の解消>

○ 言語や宗教、生活習慣などの違いから生じる就労差別やマンション等への入居拒否など、外国人への不当な扱い、偏見が顕在化しています。

2018（平成30）年に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、子どもの結婚相手が在日韓国・朝鮮人や日系ブラジル人であった場合「問題にしない」と回答した人は3割に届かず、外国人に対する偏見や差別意識の存在がうかがえます。

このため、外国人住民に対する偏見、差別意識の解消が必要です。

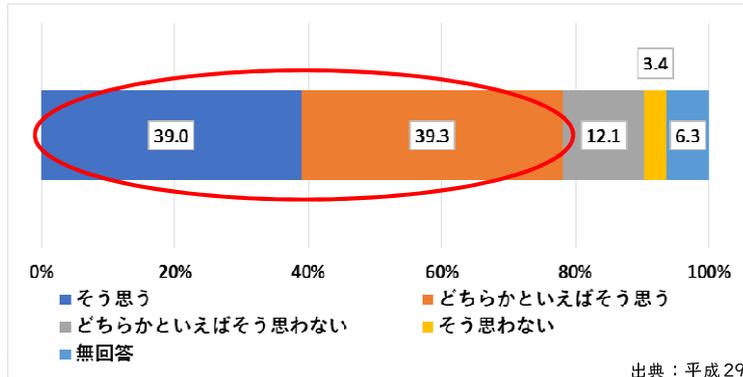


<ヘイトスピーチ解消の取組>

○ 2016（平成28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、ヘイトスピーチの解消に向けた国及び地方公共団体の責務が規定されました。

ヘイトスピーチは、広く県民に不快感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせる行為です。県内でも、鉄道車両シートに外国人差別の紙やメモが貼られる事案が発生しており、外国人に対するヘイトスピーチ解消に向けた取組が必要です。

【「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとる必要がある」という考え方に対する意識】



出典：平成29年度人権に関する県民意識調査

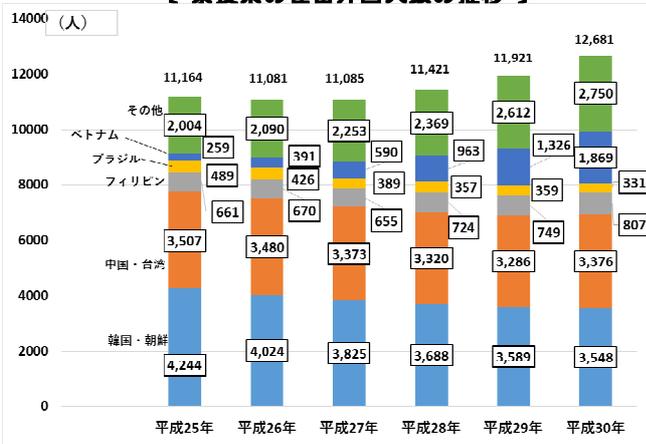
<外国人住民の生活支援>

○ 県内に在住する外国人は増加傾向にあり、2018（平成30）年には12,681人で県人口の約0.95%にあたります。国籍別では、韓国・朝鮮、中国・台湾、ベトナム、フィリピン、ブラジルなど101カ国の人が在住しています。在留資格別では、県内に生活基盤を築いて生活している「永住者」が3,220人と最も多くなっています。

このため、文化や習慣の違いによる生活への不安を軽減し、外国人住民が安心して生活できるように、住宅への入居手続きや保健・福祉に関する制度の案内など、日常生活に必要な行政・生活・災害情報などが外国人住民に確実に届く仕組みづくりを進めるとともに、在住外国人の増加に伴い複雑・多様化する各種相談への対応が必要です。

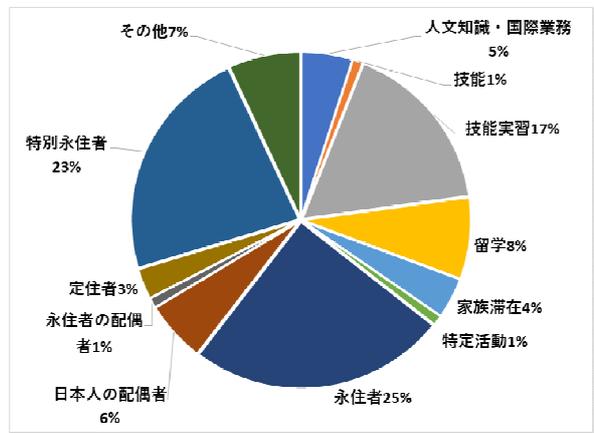
また、在住外国人の就労について、機会均等と公正な選考を確保し、就労支援を充実させていく必要があります。

【奈良県の在留外国人数の推移】



出典：奈良県の外国人住民数の推移（国際課）ほか

【奈良県の在留資格別在留外国人比率】



出典：在留外国人統計（法務省）

施策の方向性と取組

(1)異文化理解の促進

- 一人ひとりが多様な文化や習慣などについて学び、多文化共生を推進するため、異文化理解に関する**研修や国際交流イベント等を開催し、県民の国際理解を推進**します。
- 「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を踏まえ、法務局、市町村等と連携し不当な差別的言動は許されないことについて県民に周知と理解を図り、**外国人排斥の意識の解消**に努めます。

(2)教育環境の充実

- 在住外国人の生活言語としての日本語習得のため、市町村や民間団体と連携し、**日本語講座の充実**を図ります。
- 学校において日本語指導が必要な児童生徒のための「学校生活ガイド多言語版」を作成するとともに、日本語指導教員の配置、教職員のスキルを高めるための研修会等の開催など、**日本語指導の充実**に努めます。
- 在住外国人中学生と保護者を対象とする**高校進学説明会**や、同高校生と保護者を対象とする**進学セミナー**を**開催**し、進路指導に関する取組の充実を努めます。

(3)就労支援

- 在住外国人が国内での生活基盤を確立するため、企業主並びに公正採用選考人権啓発推進員に対し、雇用にあたっての公正な選考システムの確立を促し、**在住外国人の就労機会の確保**に努めます。
- 外国人労働者が円滑に県内で就労し、良好な生活環境で定着できる仕組みを検討します。
- 在住外国人高校生の就職を支援するため、**企業と協働して就職セミナーを開催**します。

(4)相談・支援の充実

- 在住外国人が、子どもの教育、雇用・労働環境等において不利益を被ることのないよう、必要となる情報について、奈良県外国人総合相談窓口において**様々なツールや機会を活用して多言語での情報提供**をするとともに、相談員の資質向上のための研修会等の開催など、**相談窓口の充実**を図ります。

14 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権

北朝鮮当局による拉致問題に関する県民の関心と理解を深めるため、教育・啓発活動を国、市町村、関係機関・団体と連携し推進します。

現状と課題

- 1970（昭和45）年代から1980（昭和55）年代にかけて多くの日本人が不自然な形で姿を消した事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いがもたれています。

政府は、2010（平成22）年までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しています。このほかにも、拉致された可能性を排除できない事案として警察が調査・捜索の対象としている行方不明者の数は全国で878名（2020（令和2）年2月現在）にのぼり、このうち奈良県警察が家族の同意を得て氏名等を公表している方々は3名おられます。

北朝鮮当局による拉致は我が国の主権の侵害であると同時に、国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害です。この問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深める必要があります。

	拉致問題等の経緯
1977年(昭和52年)	拉致事案の発生(被害者3人)
1978年(昭和53年)	拉致事案の発生(被害者10人)
1980年(昭和55年)	拉致事案の発生(被害者3人)
1983年(昭和58年)	拉致事案の発生(被害者1人)
2002年(平成14年)	拉致被害者5名が帰国
	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」成立
2004年(平成16年)	帰国した拉致被害者の家族8名が帰国
2006年(平成18年)	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題への対処に関する法律」成立

施策の方向性と取組

(1) 教育・啓発の推進

- 学校においては、拉致問題に対する理解が深まるよう、児童生徒の発達段階や各学校の実態に応じて、**拉致問題に関する映像作品等を効果的に活用した取組**を推進します。
- 拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害について、**北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を中心に啓発活動を行うとともに、ホームページ等で拉致問題の概要や県の取組を紹介するなど県民への周知**を図ります。

15 インターネットによる人権侵害

インターネットに起因して誰もが人権を侵害されることがないように、情報収集・発信に関する個人責任や情報モラルについて正しい知識を習得し、理解を深めるための教育・啓発活動を推進していくとともに、関係機関と連携し、差別書込の根絶を目指してより効果的な取組の推進に努めます。

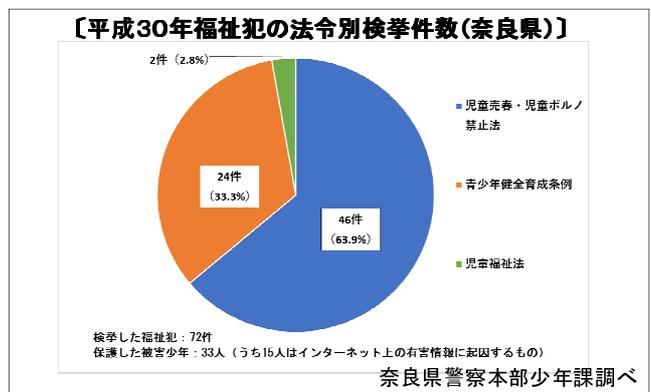
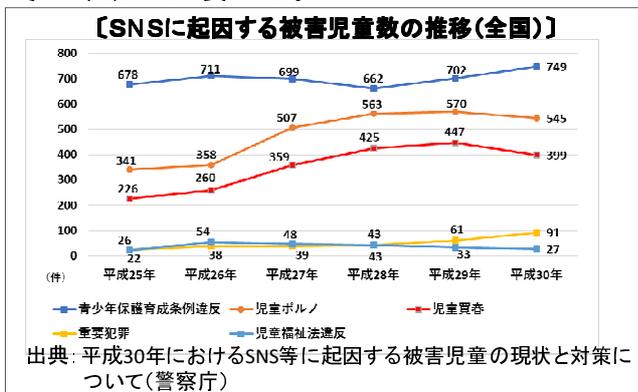
現状と課題

<子どもに対する人権侵害や悪影響への対応>

○ SNS利用に起因する児童買春やいじめ、児童ポルノの要求、過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイトの氾濫など、インターネットを介した子どもに対する人権侵害が深刻化しています。

こうしたインターネットに起因する人権侵害や悪影響から児童生徒を守り、トラブルを防止するため、学校教育、家庭教育の充実を図ることが必要です。

また、福祉犯(青少年の心身に有害な影響を与える犯罪)の約5割は、インターネット上の有害情報に起因するものであり、青少年をインターネットを介した犯罪などから守る規制等の取組が必要です。



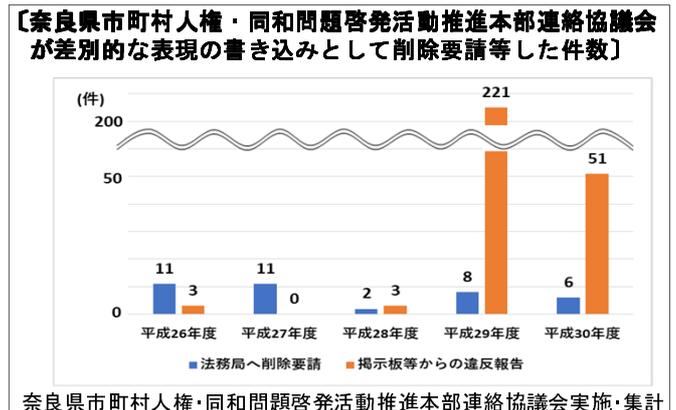
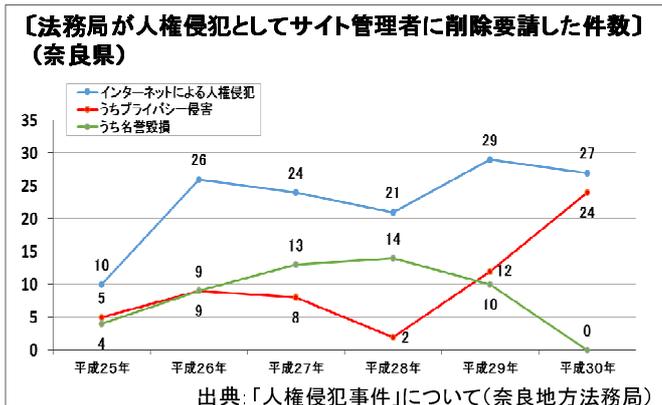
<誹謗中傷や差別的な表現の書き込みなどの人権侵害への対応>

○ インターネットの持つ匿名性の高さや情報発信の容易さから、無責任な情報の発信、特定の個人、団体等を対象とした誹謗中傷、差別的な表現の書き込み等が後を絶たない状況であり、情報収集・発信に関する個人の責任や情報モラルについての知識及び意識の底上げを図る取組が必要です。

さらに、一度インターネット上に人権侵害の恐れがある情報が発信されると、広範囲にその情報が拡散し、物理的に削除することが困難であることや、サイト管理者等へ削除要請を行っても、表現の自由との兼ね合いや、情報による名誉毀損等の違法性について判断が難しいことから、実際の削除に至るケースは少ない状況です。

また、2018(平成30)年に行った「人権に関する県民意識調査」の結果では、インターネット上の差別書き込みや個人情報の流布などの問題の改善には、啓発、教育の必要性を6割近くの方が認知し、処罰を伴う法の整備が必要と考えている人が半数を超えています。

こうしたことから、人権を侵害する情報の収集・発見及び削除に向けた関係機関との情報共有や連携した取組の充実が必要です。



施策の方向性と取組

(1) 教育・啓発の推進

- インターネットによる人権侵害のトラブルを防ぐため、一人ひとりが情報の収集・発信にあたり、個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身につけ、情報を主体的に読み解き活用する**インターネットリテラシーを高める教育・啓発を推進**します。

(2) 差別書き込みの根絶

- 市町村、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会等と連携して、インターネット上での**特定の個人、団体等を対象とした誹謗中傷、差別的な表現の書き込みに対する情報収集、監視を強化**し、人権侵害の疑いのある不適切な情報については、**奈良地方法務局に対する削除要請やプロバイダーに対する違反報告を継続**して行います。
- **複数の都道府県にまたがる差別的な表現の書き込みについては**、全国人権同和行政促進協議会や関係自治体と**連携して法務省への削除要請を実施**します。
- インターネット上の情報削除について、現行法では有効な手段がとれない状況を踏まえ、**新たな法制化を含めた実効性のある対策の実施について、引き続き国へ要望**していきます。

(3) フィルタリングの利用促進

- 青少年を有害情報から守るため、携帯電話販売事業者等と連携して、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」に基づき、**フィルタリングサービスの利用促進**に向けた取組を継続して実施します。

16 ハラスメントに関する人権

近年、職場などにおける様々なハラスメント（セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメントなど）が人権侵害行為として顕在化し、大きな問題となっています。そのため、各種ハラスメントの防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実に取り組めます。

現状と課題

<ハラスメントの防止意識の改革、ハラスメントに関する相談体制>

○ 日本労働組合総連合会が2014（平成26）年に実施したマタニティ・ハラスメントの調査では、妊娠経験のある働く女性の約4人に1人（26.3%）が「被害を受けたことがある」と回答しています。

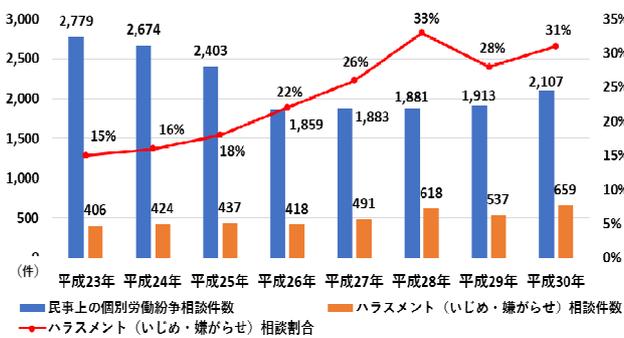
また、厚生労働省の調査（2015（平成27）年）では、妊娠等を理由とする不利益な取扱いの内容として「解雇・雇止め」が2割を超え、被害者の雇用形態別では派遣労働者が48.7%、正社員が21.8%との結果が出ています。

各種ハラスメント行為は人権侵害行為ですが、当事者が問題の重要性に気づいていなかったり、職場においては業務上の指導との線引きが難しいといった理由から、防止のための取組が進みにくい状況にあります。職場におけるハラスメント行為の相談件数の増加とともに、うつ病などの精神疾患を発症し労災認定されるケースが増加しています。

このため、広く県民を対象に、様々なハラスメントに関する認識・理解を促す取組を進めることが必要であるとともに、企業、事業所内での各種ハラスメントの防止に向けた教育・啓発に取り組む体制づくりを進めることが必要です。

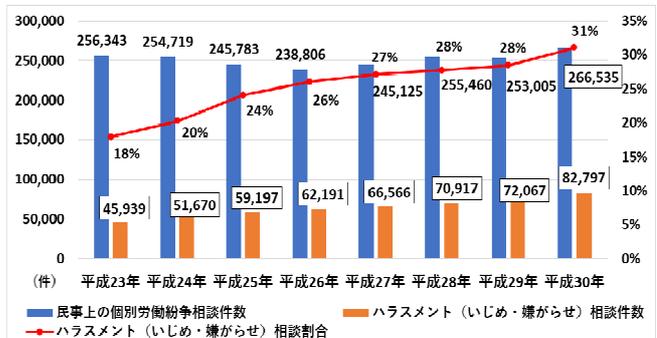
また、関係機関と連携した、各種ハラスメントに関する相談への対応が必要です。

【ハラスメント関連の相談件数の推移(奈良県)】



出典：個別労働紛争解決制度施行状況（厚生労働省）

【ハラスメント関連の相談件数の推移(全国)】



出典：個別労働紛争解決制度施行状況（厚生労働省）

施策の方向性と取組

(1) 教育・啓発の推進

- 様々なハラスメントの発生を防止するため、**地域や家庭、学校など広く県民を対象したハラスメントに関する理解・認識を促すための研修会の開催や、人権情報誌等による情報の提供に努めます。**
- 職場などにおけるハラスメントを防止するため、**事業主として取り組むべき措置等についての周知・啓発活動を労働局と連携して進めます。**

(2) 相談・支援の充実

- 各種ハラスメントを防止するため、労働局等と連携し、**職場における相談体制の整備を促進します。**
- 各相談機関が、県民からのハラスメントに関する様々な相談について適切に対応できるよう、各相談員に対し、研修を実施するなど、**相談機能の充実に努めます。**

17 災害時における人権

高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、在宅難病患者等の安全かつ確実な避難行動の支援と人権擁護の視点に立った避難所運営を図るとともに、被災地や被災者に対する差別などの人権侵害を防ぐための啓発活動に努めます。

現状と課題

＜特別な配慮等を必要とする人への対応、人権に配慮した避難所等の設置＞

- 2011（平成23）年の東日本大震災や2016（平成28）年の熊本地震、2018（平成30）年7月や2019（令和元）年10月の豪雨災害のような大規模な災害が発生した場合は、避難生活が長期に及ぶことがあります。

さらには、情報の不足やデマなどにより、被災者や被災地に対する根拠のない風評、偏見等による人権侵害が発生することがあります。

このため、避難所では個人のプライバシーを確保することに加え、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点や子どもたちの成長段階に応じた配慮が必要になるとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、在宅難病患者等、特別な配慮を必要とする人の安全かつ確実な避難を支援するとともに、これらに対応した避難所運営が必要です。

また、死者及び行方不明者の氏名公表は、個人情報保護の重要性に鑑み、家族の意向を原則として、個別災害毎に公表のメリット・デメリットを具体的に検討・比較し、県と市町村が緊密な連携のもと対応することが必要です。

同時に、被災者や被災地に対する差別や人権侵害を阻止する啓発活動が必要です。

施策の方向性と取組

(1) 要配慮者への支援

- 災害時における要配慮者の安全かつ確実な避難を支援するため、**市町村が行う「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新や「個別計画」の作成**を働きかけます。
- 災害時に、福祉専門職による**奈良県災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣し**、高齢者、障害者、乳幼児等の**要配慮者からの相談に対応**するとともに、**要配慮者の状態に応じた食事の提供などの直接支援を行う**ことにより、要介護状態、症状の重度化、災害関連死等の**二次被害防止**を図ります。

(2) 人権に配慮した避難所等の設置・運営

- 被災時における要配慮者への援助や、男女のニーズの違い等男女双方の視点や、子どもたちの成長段階に応じた配慮など、市町村に対して多様なニーズに対応した**避難所運営に向けた支援**を行います。
- 「奈良県避難所運営マニュアル」をモデルとして、市町村に対して、**人権に配慮し、各市町村の状況に応じた避難所運営マニュアルの策定**を働きかけます。
- 被災者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、**災害時における人権問題への理解を深める啓発活動**を推進します。
- 死者及び行方不明者の氏名公表は、個人情報保護の重要性に鑑み、家族の意向を原則として、県と市町村が緊密な連携のもと対応します。